

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月27日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

米子市グループウェア更新及びメールサーバー構築に係る業務の提案

(2) 対象となる業務名

米子市グループウェア更新及びメールサーバー構築業務

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ア システム構築業務に係る期間

契約締結日から受託業務完了まで

システム本稼働予定日 令和8年10月1日

イ システム本稼働以降の業務に係る期間

システム本稼働日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額

15,636千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 米子市内に本店または支店等があり、かつ、米子市の入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 令和元年度以後において、自治体等へのグループウェア及びメール環境の構築又は保守の実績があること。（グループウェアにメールサーバー機能を含む場合、メール環境の構築又は保守の実績があるものとしてよい。）
- (3) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同

条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に
関与させていないこと。

(6) 米子市が課する税、料の滞納をしていない者

3 第1次審査

参加申込者が3者を超えた場合には、本市評価基準に基づき評価をし、3者を選出する。ただし、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

4 第2次審査

第2次審査の参加者として選出された者は、企画提案書等及びプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

5 最優秀案等の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、第2次審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部署（書類の提出先及び問合せ先）

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市情報政策課

電話番号 0859-23-5335

電子メールアドレス jouhou@city.yonago.lg.jp

(2) 米子市グループウェア更新及びメールサーバー構築業務に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）について

仕様書の交付は、令和8年4月27日（月）から5月18日（月）までの間に、次により直接交付、又は、電子メールにより送付するものとする。

ア 交付期間

令和8年4月27日（月）から5月18日（月）までの日の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

なお、電子メールにより送付を希望する場合は、その旨を電話で連絡すること。

(3) 参加申込書及び企画提案書等の提出等

別途交付する実施要領による。

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。